

区分	チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価				評価を踏まえた 改善内容・改善目標	
		はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない		保護者の方のご意見
関係機関との連携	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	○									
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施										
関係機関との連携(続き)	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備										
	4 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	○			支援学校との連携を深めていく必要がある。						支援学校での支援計画も確認しながら情報共有を行う。
	5 他の障害福祉サービス事業所等への円滑な移行支援のため、それまでの支援内容等についての十分な情報提供	○									開所して1年で実績はないが、情報共有できるようする。
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	○									
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障がいのない子どもと活動する機会の提供			○	児童館との交流はあるが、児童館同士の交流の場は設けていない。	80%		80%	83%	特になくても構わないと思う	児童や保護者とも確認しながら対応したい。
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営			○	他の事業所と共同でイベント企画、参加ができた。						
保護者への説明責任・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	○				100%					
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	○				91%		8%			
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	○				42%	17%	17%	25%		
保護者への説明責任・連携支援(続き)	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	○				100%				送迎時にその日の様子を細かく知らせてくれたり、連絡ノートでも日々の様子を伝え合うことができ、安心して通所させることができる。	
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	○				67%	8%	8%	17%		
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援			○	計画していたものの、コロナ渦のなか計画通りに行えなかった。	8%	8%	25%	58%		
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	○				75%			25%		
	8 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	○				83%	8%		8%		
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	○				100%					
10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	○				91%			8%		個人情報の取り扱いについては注意している。	

区分	チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価				評価を踏まえた 改善内容・改善目標	
		はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない		保護者の方のご意見
非常時等の 対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	○				67%			33%		職員間では徹底されていますので、保護者様にも周知して頂けるよう努めていきたいと思っております。
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	○			地域施設等にも協力を仰ぎ避難時には利用させてもらえるようにしています。	50%			50%		定期的に避難訓練を実施しています。
非常時等の 対応 (続き)	3 虐待を防止するための職員研修機会の確保等の適切な対応	○			虐待防止委員会の設置を行っている。						外部講師を招へいしての研修を計画し実施したい。
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	○									
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	○									
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	○									全職員がいつでもすぐに関連できるようにしている。